

名古屋地方裁判所委員会（第31回）議事概要

1 日時

平成31年2月25日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

名古屋高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 安藤貴康，岩瀬英行，岡田悟，加藤愛子，川原三男，小出詠子，戸田誠治，彦坂永利子，正延知行，清水綾子，新田智昭，揖斐潔（委員長），片田信宏

（説明者） 田邊刑事部総括裁判官，小林刑事首席書記官，坂口事務局長，南出総務課長

（事務担当者） 橋本事務局次長，豊吉刑事次席書記官，佐藤裁判員調整官，野田総務課課長補佐，青山総務課課長補佐，林庶務第一係長

4 協議テーマ

裁判員制度広報について

5 議事

- (1) 委員紹介
- (2) 前回委員会以降に行った改善事項の報告
- (3) 意見交換事項についての概要説明
- (4) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）
- (5) 次回開催日及び協議テーマ決定

ア 開催日時

平成31年9月30日（月）午後1時30分

イ 協議テーマ

裁判員制度について

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，◆：説明者)

- 裁判員制度広報について，御意見をいただきたい。
- 市の広報誌に掲載しているという説明があったが，市の広報紙は読む人が少ないのではないか。裁判所も一生懸命に広報をやっているとは思いますが，裁判員制度10周年なので，ぜひ予算をとって，集中的にテレビCMを行うとよいと思う。
また，チラシやポスターにつき，大きな効果はないということが最近分かってきた。地下鉄駅の一番目立つ所にポスターを貼るとの説明であったが，立ち止まって見る人はいないだろう。ただ，何かしないといけないので，地下鉄の駅に貼るなどの地道なことをしていく必要はあると思う。
- 所属団体での広報において，予算がないときの工夫として行っていることはあるか。
- 会報とホームページのほか，中日新聞や中部経済新聞の地方版に記事の掲載を依頼している。あまり大きな紙面には載せてもらえないので，簡潔な記事にしているのと，写真のデータを添付してメールで依頼した上で，電話でもお願いするようにしている。
- 複数の手段を使うのが効果的ということだが，他の方はいかがか。
- 自治会でも子供会でも，みんな役員はやりたくない。民生委員も，やってくれる人を探している状態である。昔は，ネットもなく，人から情報を取り，お互いに助け合っていたが，今は，情報は自分で取るという時代になった。自分の好きなもの，興味のあるものしか見ないので，例えば，裁判員が大活躍するようなテレビドラマなどは効果があると思う。
- 子供会は，お母さんがやりたがらないので，役員のなり手が少ない。そういう意味では，お母さん，奥さんがキーになるので，裁判員制度の広報は，奥さんをターゲットにするとよいのではないか。そうすれば，家庭での理解を得られやすい

と思う。

また、裁判員裁判に参加することで、契約社員の契約が解除されたり、欠勤扱いになったりするという企業があったというニュースがあった。そういうものを法律で罰するようにならないと、やりたくてもやれないという人が出るのではないか。

- 裁判員として仕事を休んだことを理由に解雇することは、法律で禁止されている。
- 中小企業の社長と話をしていると、景気が回復しているので、仕事は忙しいし、人手は不足している、この4月から働き方改革がスタートして残業の規制が厳しくなる上、年5日の計画休暇を取らせないといけないということで、どうやって有休をとらせようか、というのが正直なところだった。こういう状況下で裁判員裁判に参加するという事は、中小企業にとっては、本当に大変なことだと思う。
- 私は自営業なので、私がいないと営業ができない。そういう業態にとって、仕事を休むことは、非常に厳しい。代理を立てようとしても、働き方改革も導入されていて、それも難しい。

裁判員制度は、この10年間で、危険運転の事件等の報道等によって、認知度が上がってきていると思う。そういうプラスになった成果を積極的に周知していくことによって、人々の心に届くこともあると思う。

なお、駅にポスターを貼るのはいいと思うが、1枚だと見逃されてしまう。駅であれば、少なくとも5枚、10枚は連続して並べないと印象に残らない。

また、インターネットのアクセス数を上げるよう努力し、検索の上位に持っていき、関心を持ってもらうといったことをすべき時代ではないかと思う。

- 制度開始から10年だが、一部には、認知度が低下しているという意見もある。そのあたりの認識は、いかがか。
- 認知度は、やはり落ちていると思う。広報面もあるだろうが、雇用面もあると

思う。裁判員候補者として呼ばれたから会社を休んで裁判に参加したいと思っても、会社を何日も休むことによって、人事評価やボーナス査定が落ちることを考えてしまって、本人自身が躊躇するだろう。例えば、土日に行うものやすぐに終わるものなど、様々な日程を作ってはどうか。一般の人に来てもらうためには、そういうことをしないと来られないと思う。

市の広報誌に予算を使っても、ほとんど効果はない。有名な俳優や芸人を使って、硬い裁判所のイメージを覆すようなくだけたコマーシャルを作って一斉に流したり、ポスターも貼るなどの広報を一挙にやるのがよいと思う。裁判所がくだけたコマーシャルをやっているということになると、裁判員裁判の認知度も復活すると思う。

○ ちなみに、市の広報誌は無料である。見ている人もいるとは思いますが、あまり期待はできないだろう。

○ 私は、逆の見方をしている。裁判員裁判は、日常的なものとして感じているのではないか。制度開始当初は、新聞も、それまでの報道ではあり得ないほどの報道をしてきた。記者を全部張り付けて、裁判が終わった後は、裁判員の方に全部話を聞いて、活字にして、ということはかなり長くやってきた。そういう意味では、裁判員制度は定着してきたのではないかと思う。

これから本当に定着させようと思ったら、国民の義務ということをや若い人に植え付けていかないといけない。中学生や高校生など、これから裁判員裁判に参加する人に対して、分かりやすい教育をしていくべきだと思う。

したがって、ただポスターを貼るのではなく、裁判所から外に出て行くことが大切である。なごや出張裁判所の取組で7校に出張したとの説明であったが、もっと積極的に出て行って、しっかり話してくるという努力をすべきだと思う。

○ 小さいうちから法教育を行うということは、重要だと感じている。自分自身は、裁判員制度のことを分かっているつもりでいたが、裁判を傍聴させていただいたり、職員の方から説明を聴いてみると、全然知らなかったということが分かった。

心理的な負担が大きいので重大な事件は担当しないと思っていたが、殺人や強盗致死傷などの重大な事件を担当するということを知ったし、裁判員候補者になったことは、誰にも言うてはいけないものだと思っていた。傍聴して、制度のことを知った後は、裁判員裁判の記事や判決の結果等に目が向くようになったので、子供たちにも、裁判員裁判とはこういうものなんだよということを知ってもらう機会が必要だと思う。色々な人が色々な機会に裁判員制度を知り、自分たちのことなんだと理解することで、敬遠することもなくなっていくのではないかと思う。

- 広報は、名古屋中心に行っているのではないか。名古屋以外の地域でも、広報活動をしてもらえるとよい。

10年前の広報は、ニュースでも報じられるなどしてインパクトがあったが、10年経つ間に、あまり聞かれなくなったので、認知度は下がっていると思う。例えば、会社の業務への負担に関しては、企業への補助金制度等があると違ってくるのではないか。

- 広報は大事だと思うが、実のある広報にするためには、経験者から直に話を聞くのが一番である。学校での法教育という意見もあったが、上っ面を知っているだけの教員ではなく、実際に裁判に参加した経験者から話を聴いたり、経験者が難しければ、裁判所の担当者が、経験者からこういう意見があったということを経験者から披露するというのは、価値のあることだと思う。上っ面だけでは、自分のこととして捉えられずに、国民全体には浸透しない。難しいとは思いますが、肌で感じられる教育が必要だと思う。

- 候補者の不安解消のための広報についての御意見は、いかがか。

- 裁判員制度は難しい、というイメージがある。例えば、裁判員になる方にアンケートをとって、高卒、大卒といった学歴についての情報を提供してもよいのではないかと思う。

- 確かに不安だし、私にできるかしらというのが最初に来る。その不安を防ぐために、「よく分かる！裁判員制度Q&A」というパンフレットを活用した方がよ

いと思う。これは、活字離れが進んでいる若者にも理解しやすい。文字を大きくすると、なお分かりやすいと思う。

全く何も分からないのに、裁判員をやってくれと言われても、不安や恐怖感を感じると思う。裁判所は、敷居が高い別世界である。そんな感覚を、まずは解消してほしい。

- 出席率と辞退率は、過去と比べ、どのくらい変わっているのか。
- ◆ 全国の数字であるが、出席率については、平成21年は83.9パーセントだったのに対し、平成29年は63.9パーセントであった。辞退率については、平成22年が53パーセントだったのに対し、平成30年は67パーセントであった。
- この間に何ら制度が変わっていないのであれば、当初よりも、辞退を認める幅が広がってきているのではないか。当初は辞退を認めていなかった人も、認めているのではないか。
- ◆ 実際に担当している裁判官としては、基準を変えているという意識はない。基本的には、過去10年間、同じ基準でやっているつもりであり、それが大方の裁判官の感覚だと思う。
- それにしては、これだけ下がるのはどうしてか。もちろん、候補者の不安もあるだろうが、ただ不安というだけでは、辞退の理由にはならないのでしょうか。
- ◆ 背景を最高裁が分析した概要についてであるが、裁判員裁判に対する国民の関心の低下と、人手不足や非正規雇用の増加といった雇用情勢の変化のほか、審理予定日数の増加傾向や高齢化の進展などが要因とされている。
- 国民の関心の低下や雇用状況の変化といった問題に対し、どのような広報を行うべきか。
- 裁判所のスタンスが、国民に対して、あまりにもお願いベースではないか。裁判員制度は、国民にとって基本的な制度なのだから、お願いベースではなく、国民の義務ということ进行全面に出していくことで、定着していくのではないかと思

う。

また、各企業の裁判員裁判に対応した公休制度がどうなっているのかといった実態を調査して把握した上で、対策を立てるべきではないか。

- 裁判員になった場合に、勤務先や家庭にどの程度の影響があるか皆目分からない状態だと、当人も勤務先の企業も困ると思う。大企業以外は、そういう問題に直面する。裁判所だけの問題でなく、経済界とも絡み合った問題だと思う。
- そうした中で、裁判所がどのような広報をしたら参加しやすいか。
- 今は、団塊の世代が退職されているので、そういう元気があって新聞も一生懸命読む層は良いのではないか。我が国を担う青少年たちに対しても、裁判所がどンドン汗をかいて出張授業をしてほしい。
- 裁判所から、こんな説明してもらえると不安が解消するということはあるか。
- まずは、制約時間が掴めないと、皆さん困ると思う。どの程度、今の生活や仕事に支障が出るのかという情報を与えていただきたい。
- 裁判員候補者になったという通知は、個人宛てに行くが、会社の社長に対しても、この方を候補者にしたので協力してほしいという書面を出してもらえると良い。

また、裁判員になると1万円以内の日当が支給されるようだが、派遣の方を含めて、会社に行っていた方が沢山もらえると思うのではないか。

- 裁判員裁判の日程は、基本的に連続した日程なのか。
- ◆ 事件による。例えば、1週間程度で審理・評議が終わるものは、連続することが多い。選任期日から第1回公判が始まるまでの間に二、三日おいて、仕事の調整をしていただくこともある。長くなる裁判では、審理・評議は週に三、四日ということもある。
- 選任期日のお知らせは、60人から80人に出すのか。
- ◆ 最終的に裁判員6人と補充裁判員2人程度を選任するために、30人程度の方に来ていただくこととなる。そのためには、60人から80人の方にお知らせを

することになるし、長い期日だと、もっと多くの方に来ていただいて抽選することになる。

- 仕事を持つ身としては、裁判员裁判に参加してみたいと思うものの、週三、四日休んで行くのは大変である。参加してもらいたいのであれば、もっと期日を工夫して参加しやすいようにすべきだと思う。そこに工夫の余地があるのであれば、工夫していただきたい。三日くらいであれば集中して休めるが、五日となると厳しい。
- 色々と貴重な御意見をいただいた。本委員会で頂戴した御意見は、今後の裁判员制度の広報に活かしていきたい。